

IPEA国際エンジニア 主な申請パターンと 提出書類のご案内

IPEA 国際エンジニア
第 23 回新規審査申請(技術士向け)用

申請受付期間
2024 年 7 月 1 日(月)～10 月 31 日(木)
(締切日の消印有効)

この文書では IPEA 国際エンジニアと APEC エンジニアの主要な併願パターンと、「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」の記入方法、必要な提出書類についてご説明します。

(以前に登録した APEC エンジニア、または今回同時に申請する APEC エンジニアの手続きがあれば、IPEA 国際エンジニアの新規審査申請書類の一部の提出を省略できる場合があります。)

個々の申請書式の記入につきましては、APEC/IPEA それぞれの新規審査申請書作成の手引きをご参照ください。

IPEA モニタリング委員会

この文書は技術士の方に向けたものです。
建築士の業務経験をもとに申請される方は、「公益財団法人 建築技術教育普及センター」
(TEL:03-6261-3310)にお問い合わせください。

1. いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、IPEA 国際エンジニアのみを申請する場合

- (1) 「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」の申請コード欄に「IPN」と記入し、全ての書類を提出してください。(アンケートは任意)
- (2) この場合は IPEA 国際エンジニアの新規審査申請書式のうち、「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」の該当する提出書類の種別の「提出」の欄に全てに「○」を記入し、所定の書類を提出してください。
- (3) IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を1つ指定いただいています。
- (4) 審査手数料(税込み) は会員¥11,710.- 会員で無い方¥12,020.-です。
- (5) 下記は審査分野を Civil とし、アンケートを提出する場合の記入例
青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。

申請コード	IPN	
審査分野	a: Civil, b: Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	○	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	○	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	○	2名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	○	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	○	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	○	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	○	
様式 3, Form 3 7年間以上のエンジニアリング業務経験	○	
様式 4, Form 4 2年間以上のエンジニアリング業務経験	○	
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	○	
アンケート (任意)	○	

2. 以前に登録した APEC エンジニア、または今回同時に申請する APEC エンジニアの手続きがあれば、IPEA 国際エンジニアの新規審査申請書類の一部の提出を省略できる場合があります。

- (1) IPEA 国際エンジニアの新規申請にあたり、以前に登録した APEC エンジニア、または今回同時に申請する APEC エンジニアの手続きがあれば、それらのデータを利用することにより、IPEA 国際エンジニアの新規審査申請に必要な「様式 2, Form 2」、「様式 3, Form 3」、「様式 4, Form 4」、「様式 5 CPD 記録」等の提出を省略できる場合があります。
(ここでいう APEC エンジニアは、日本技術士会経由で登録したもの、または登録しようとする場合のものです。)
- (2) IPEA 国際エンジニアの新規申請にあたり、一部の書類の提出を省略できる主なパターンと「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」の記入例を次ページ以降で説明します。
- ① いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、APEC (1 分野)に新規申請すると同時に IPEA も新規申請を行う場合： 申請コード「AIN-1」
 - ② APEC エンジニアの初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の方が、その登録更新申請と同時に IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合： 申請コード「IAR-1」
 - ③ APEC エンジニアの初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の方が、その登録更新申請と同時に IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合： 申請コード「IAR-4」
 - ④ APEC エンジニアの初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の方が、IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合： 申請コード「IOA-1」
 - ⑤ APEC エンジニアの初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の方が、IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合： 申請コード「IOA-2」
 - ⑥ いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、APEC (2 分野同時)に新規申請すると同時に、IPEA も新規申請を行う場合： 申請コード「AIN-2」
 - ⑦ 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、APEC エンジニアの分野追加を申請すると同時に、IPEA も新規申請を行う場合： 申請コード「AIN-3」
 - ⑧ 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が、APEC エンジニアの分野追加を申請すると同時に、APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合： 申請コード「AIN-5」
- (3) 「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」の記入例が記載されていない申請パターンや、書類提出の省略についてのご質問は、下記から事務局にお問い合わせください。

<https://www.engineer.or.jp/apec00.html>

3. 主な申請パターンの「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」への記入方法

3-1 いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、APEC(1 分野)に新規申請すると同時に IPEA も新規申請を行う場合

- (1) 申請コード欄は「AIN-1」となります。
- (2) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は同時に新規申請する APEC エンジニアの申請分野と同じものを記入してください。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を1つ指定いただいています。)
- (3) 審査手数料(税込み)は会員¥6,210.- 会員で無い方¥6,520.-。APEC 手数料は別途支払い。
- (4) APEC エンジニアの新規申請書類として提出するものうち、「様式 2, Form 2」、「様式 3, Form 3」、「様式 4, Form 4」、「様式 5 (CPD 記録)」(CPD 登録証明書等を含む)については IPEA 国際エンジニアの新規審査でも参照することとしますので、「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」は下記の様に記入してください。
- (5) 下記は審査分野を Civil とし、アンケートを提出する場合の記入例
青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。

申請コード	AIN-1	
審査分野	a: Civil, b: Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	○	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	○	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	○	2名の技術士の推薦(一人目、二人目)(IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	○	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	○	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	○	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	X	同時提出 APEC 新規の様式、Form を参照するため提出省略。
様式 3, Form 3 7年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 4, Form 4 2年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	X	同時提出 APEC 新規の CPD 記録シートを参照するため提出省略。
アンケート (任意)	○	

3-2 APEC エンジニアの初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の方が、その登録更新申請と同時に IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合

- (1) 申請コード欄は「IAR-1」となります。
- (2) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は同時に登録更新申請を行う APEC エンジニアの技術分野と同じものを記入してください。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。)
- (3) 審査手数料(税込み) は会員 ¥11,710.- 会員で無い方 ¥12,020.-。APEC 手数料は別途支払い。
- (4) APEC エンジニアの初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の場合は「大学のエンジニアリング課程を卒業かつ技術士第一次試験合格」が当時の審査では確認対象となっていなかったため、IPEA 国際エンジニア新規申請にあたり、あらためて様式 2, Form 2 で確認します。
- (5) 同時に登録更新申請を行う APEC エンジニア出願時の 7 年間の業務経験の審査結果は事務局で記録しているため、IPEA 新規審査用の様式 3, Form 3 の提出を省略することができます。
- (6) 提出する様式 4, Form 4 の業務経験は、「審査分野」欄の分野の業務経験を記載してください。上記(5)記載の 7 年間の業務以外のものでも構いません。
- (7) 同時に登録更新申請を行う APEC エンジニアの「様式 5(CPD 記録) (CPD 登録証明書等を含む) については IPEA 国際エンジニアの新規審査でも参照することとしますので、IPEA 用の「様式 5(CPD 記録)」の提出を省略することができます。なお、直近の 2 年度(2022 年度、2023 年度)の合計 CPD 時間が 100 時間あり、そのうち倫理に関するものが 1CPD 時間以上あること(倫理は提出の対象となる過去 2 年度の期間内で 1CPD 時間となり、各年度で 1CPD 時間ではありません。)が必要で。
- (8) 下記は審査分野を Civil とし、アンケートを提出する場合の記入例
青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。
 同時に更新する既登録の APEC エンジニアの登録番号、初回登録日はご自身で確認してください。

申請コード	IAR-1	
審査分野	a: Civil, b: Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	<input type="radio"/>	2 名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	<input type="radio"/>	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	<input type="radio"/>	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	<input type="radio"/>	
様式 3, Form 3 7 年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同時に更新する既登録 APEC(登録番号 JP-1-999999,初回登録日 2015 年 4 月 1 日, Civil) の審査結果を事務局で記録しているため、提出を省略。
様式 4, Form 4 2 年間以上のエンジニアリング業務経験	<input type="radio"/>	
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	X	同時提出 APEC 更新の CPD 記録シートのうち直近 2 年度を参照するので IPEA 審査用としては提出を省略。
アンケート (任意)	<input type="radio"/>	

3-3 APEC エンジニアの初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の方が、その登録更新申請と同時に IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合

- (1) 申請コードは「IAR-4」となります。
- (2) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は、同時に登録更新申請を行う APEC エンジニアの技術分野と同じものを記入してください。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。)
- (3) 審査手数料(税込み)は会員 ¥6,210.- 会員で無い方 ¥6,520.-。APEC 手数料は別途支払い。
- (4) 同時に登録更新申請を行う APEC エンジニア出願時の「様式 2, Form 2」、「様式 3, Form 3」、「様式 4, Form 4」の審査結果は事務局で記録しているので、IPEA 新規審査用のこれらの様式, Form の提出を省略することができます。
- (5) 同時に登録更新申請を行う APEC エンジニアの「様式 5(CPD 記録) (CPD 登録証明書等を含む) については IPEA 国際エンジニアの新規審査でも参照することとしますので、IPEA 用の「様式 5(CPD 記録)」の提出を省略することができます。なお、直近の 2 年度(2022 年度、2023 年度)の合計 CPD 時間が 100 時間あり、そのうち倫理に関するものが 1CPD 時間以上あること(倫理は提出の対象となる過去 2 年度の期間内で 1CPD 時間となり、各年度で 1CPD 時間ではありません。)が必要です。
- (6) 下記は審査分野を Civil とし、アンケートを提出する場合の記入例
青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。
 同時に更新する既登録の APEC エンジニアの登録番号、初回登録日はご自身で確認してください。

申請コード	IAR -4	
審査分野	Ⓐ: Civil, b: Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	○	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	○	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	○	2 名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	○	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	○	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	○	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	X	同時に更新する既登録 APEC(登録番号 JP-1-999999,初回登録日 2016 年 4 月 1 日, Civil) の審査結果を事務局で記録しているので、提出を省略。
様式 3, Form 3 7 年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 4, Form 4 2 年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	X	同時提出 APEC 更新の CPD 記録シートのうち直近 2 年度を参照するので IPEA 審査用としては提出を省略。
アンケート (任意)	○	

3-4 APEC エンジニアの初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の方が、IPEA 国際エンジニアの新規申請のみを行う場合

- (1) 申請コードは「IOA-1」となります。
- (2) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は、下記の様式 3, Form3 の説明欄に記入する既登録の APEC エンジニアの技術分野と同じものを記入してください。APEC エンジニアの登録は、失効していても構いません。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。)
- (3) 審査手数料(税込み) は会員¥11,710.- 会員で無い方¥12,020.-。
- (4) APEC エンジニアの初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の場合は「大学のエンジニアリング課程を卒業かつ技術士第一次試験合格」が当時の審査では確認対象となっていなかったため、IPEA 国際エンジニア新規申請にあたり、あらためて様式 2, Form 2 で確認します。
- (5) 既登録の APEC エンジニア出願時の 7 年間の業務経験の審査結果は事務局で記録しているため、IPEA 新規審査用の様式 3, Form 3 の提出を省略することができます。
- (6) 提出する様式 4, Form 4 の業務経験は、「審査分野」欄の分野の業務経験を記載してください。上記(4)記載の 7 年間の業務以外のものでも構いません。
- (7) 下記は審査分野を Civil とし、アンケートを提出する場合の記入例
青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。
 既登録の APEC エンジニアの登録番号、初回登録日はご自身で確認してください。

(6) 申請コード	IOA-1	
審査分野	a: Civil, b: Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	<input type="radio"/>	2名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	<input type="radio"/>	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	<input type="radio"/>	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	<input type="radio"/>	
様式 3, Form 3 7年間以上のエンジニアリング業務経験	<input checked="" type="radio"/>	既登録 APEC(登録番号 JP-1-999999,初回登録日 2015 年 4 月 1 日, Civil) の審査結果を事務局で記録しているため、提出を省略。
様式 4, Form 4 2年間以上のエンジニアリング業務経験	<input type="radio"/>	
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	<input type="radio"/>	
アンケート (任意)	<input type="radio"/>	

3-5 APEC エンジニアの初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の方が、IPEA 国際エンジニアの新規申請のみを行う場合

- (1) 申請コードは「IOA-2」となります。
- (2) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は、下記の様式 2~4, Form2~4 の説明欄に記入する既登録の APEC エンジニア（初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降のもの）の技術分野と同じものを記入してください。当該 APEC エンジニアの登録は、失効していても構いません。（IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。）
- (3) 既登録の APEC エンジニアの審査結果は事務局にて記録しているため、IPEA 新規審査用の様式、Form の提出を省略することができます。
- (4) 審査手数料(税込み) は会員・会員で無い方とも ¥7,700-。
- (5) 「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」は下記の例の様に記入してください。
- (6) 下記は審査分野を Civil とし、アンケートを提出する場合の記入例
青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。
 既登録の APEC エンジニアの登録番号、初回登録日はご自身で確認してください。

申請コード	IOA-2	
審査分野	<input checked="" type="radio"/> a: Civil, b: Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	<input type="radio"/>	2 名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	<input type="radio"/>	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	<input type="radio"/>	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	<input checked="" type="radio"/>	既登録の APEC(登録番号 JP-1-999999,初回登録日 2016 年 4 月 1 日, Civil) の審査結果を事務局で記録しているため、提出を省略。
様式 3, Form 3 7 年間以上のエンジニアリング業務経験	<input checked="" type="radio"/>	同上
様式 4, Form 4 2 年間以上のエンジニアリング業務経験	<input checked="" type="radio"/>	同上
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	<input type="radio"/>	
アンケート (任意)	<input type="radio"/>	

3-6 いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、APEC(2 分野同時)に新規申請すると同時に、IPEA も新規申請を行う場合

- (1) 申請コード欄は「AIN-2」となります。
- (2) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は同時に 2 分野を新規申請する APEC エンジニアの申請分野のうち、一つを選んで記入してください。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。)
- (3) 審査手数料(税込み) は会員 ¥6,210.- 会員で無い方 ¥6,520.-。APEC 手数料は別途支払い。
- (4) APEC エンジニアの新規申請書類として提出するものうち、「様式 2, Form 2」、「様式 3, Form 3」、「様式 4, Form 4」、「様式 5 (CPD 記録)」（CPD 登録証明書等を含む）については IPEA 国際エンジニアの新規申請でも参照することとします。で、「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」は下記の例の様に記入してください。
- (5) 下記は APEC エンジニア新規に Civil, Structural の 2 分野を申請し、そのうち Structural を IPEA 国際エンジニアの審査分野とする場合の記入例。**青字部分が申請者にて記入いただく部分**、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。

申請コード	AIN-2	
審査分野	a: Civil, ⓑ Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	<input type="radio"/>	2名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	<input type="radio"/>	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	<input type="radio"/>	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	X	同時提出の APEC 新規審査で提出した様式, Form のうち Structural を参照するため提出省略。
様式 3, Form 3 7年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 4, Form 4 2年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	X	同時提出 APEC 新規審査で提出した CPD 記録シートを参照するため提出省略。
アンケート (任意)	<input type="radio"/>	

3-7 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、APEC エンジニアの分野追加を申請すると同時に、APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合

- (1) IPEA の申請コード欄は「AIN-3」となります。
- (2) 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC エンジニアの登録は失効していてもかまいません。
- (3) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は、同時に分野追加申請を行う APEC エンジニアの技術分野と同じものを記入してください。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。)
- (4) 審査手数料(税込み) は会員¥6,210.- 会員で無い方¥6,520.-。APEC 手数料は別途支払い。
- (5) APEC エンジニアの分野追加申請書類として提出するもののうち、「様式 2, Form 2」、「様式 3, Form 3」、「様式 4, Form 4」、「様式 5 (CPD 記録)」(CPD 登録証明書等を含む) については IPEA 国際エンジニアの新規申請でも参照することとしますので、「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」は下記の例の様に記入してください。
- (6) APEC エンジニア Civil に登録済みの方が APEC エンジニア Structural を追加申請し、その Structural を IPEA 国際エンジニアの審査分野とする場合の記入例。青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。

申請コード	AIN-3	
審査分野	a: Civil, b : Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	<input type="radio"/>	2 名の技術士の推薦(一人目、二人目) (IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	<input type="radio"/>	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	<input type="radio"/>	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング 課程修了	X	同時提出の APEC(Structural)分野追加審査で提出する様式, Form を参照するため提出省略。
様式 3, Form 3 7 年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 4, Form 4 2 年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	X	同時提出 APEC(Structural) 分野追加審査で提出する CPD 記録シートを参照するため提出省略。
アンケート (任意)	<input type="radio"/>	

3-8 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が、APEC エンジニアの分野追加を申請すると同時に、APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合

- (1) IPEA の申請コード欄は「AIN-5」となります。
- (2) 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC エンジニアの登録は失効していてもかまいません。
- (3) IPEA 国際エンジニアの「審査分野」は同時に分野追加申請を行う APEC エンジニアの技術分野と同じものを記入してください。(IPEA 国際エンジニアには登録技術分野を設定していませんが、審査の便宜上審査分野を 1 つ指定いただいています。)
- (4) 審査手数料(税込み)は会員¥6,210.- 会員で無い方¥6,520.-。APEC 手数料は別途支払い。
- (5) 既登録の APEC エンジニア(初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降のもの)の審査結果は事務局で記録しているので、当時審査済みのエンジニアリング課程修了に関する「様式 2, Form 2」は省略できます。
- (6) APEC エンジニアの分野追加申請書類として提出するものうち、「様式 3, Form 3」、「様式 4, Form 4」、「様式 5 (CPD 記録) (CPD 登録証明書等を含む)」については IPEA 国際エンジニアの新規審査でも参照することとしますので、「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」は下記の例の様に記入してください。
- (7) 下記は APEC エンジニア Civil に登録済みの方が APEC エンジニア Structural を追加申請し、その Structural を IPEA 国際エンジニアの審査分野とする場合の記入例。青字部分が申請者にて記入いただく部分、黒字部分はあらかじめ記入してある部分です。既登録の APEC エンジニアの登録番号、初回登録日はご自身で確認してください。
- (8) なお、例えば初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC(Civil)登録者が、APEC エンジニアの分野追加 (Structural) を申請すると同時に、当該 2016 年 4 月 1 日以降登録の APEC(Civil) で IPEA の新規申請を行う場合は、前述の「IOA-2」の手続きと APEC エンジニアの分野追加の手続きを別々に行ってください。

申請コード	AIN-5	
審査分野	a: Civil, b : Structural, c: Geotechnical, d: Environmental, e: Mechanical, f: Electrical, g: Industrial, h: Mining, i: Chemical j: Information, k: Bio	
提出書類の種別	提出	説明
審査申請書	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査申請書 (必須)
新規審査提出書類一覧	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧 (必須)
推薦状	<input type="radio"/>	2名の技術士の推薦(一人目、二人目)(IPEA 用必須)
新規審査手数料振り込み控え写し	<input type="radio"/>	IPEA 国際エンジニア新規審査手数料振込み控の写し (必須)
宣誓	<input type="radio"/>	宣誓・Applicant's declaration (IPEA 国際エンジニア新規用) (必須)
様式 1, Form 1 一般事項等	<input type="radio"/>	IPEA 様式 1, Form 1 の提出は必須。
様式 2, Form 2 エンジニアリング課程修了	X	既登録の APEC(登録番号 JP-1-999999,初回登録日 2016 年 4 月 1 日, Civil) の審査結果を事務局で記録しているので、提出を省略。
様式 3, Form 3 7年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同時提出の APEC(Structural)分野追加審査で提出した様式, Form を参照するため提出省略。
様式 4, Form 4 2年間以上のエンジニアリング業務経験	X	同上
様式 5 CPD 記録 (英文版提出は不要)	X	同時提出 APEC(Structural) 分野追加審査で提出した CPD 記録シートを参照するため提出省略。
アンケート (任意)	<input type="radio"/>	

4. APEC/IPEA 併願で、下記の様な 3 つの申請を行いたい場合

4-1 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、①APEC エンジニアの登録更新申請と、②APEC エンジニアの分野追加申請をするのと同時に、③APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合

下記(1)(2)の手続きを別々に行ってください。

- (1) ①APEC エンジニアの登録更新申請を行ってください。
- (2) 上記①APEC エンジニアの登録更新申請の手続きとは別に、②APEC の分野追加と③IPEA の新規申請については別記「AIN-3」(初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、APEC エンジニアの分野追加を申請するのと同時に、APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合)に従って申請してください。

4-2 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が、①APEC エンジニアの登録更新申請と、②APEC エンジニアの分野追加申請をするのと同時に、③APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合

下記(1)(2)の手続きを別々に行ってください。

- (1) ①APEC エンジニアの登録更新申請を行ってください。
- (2) 上記①APEC エンジニアの登録更新申請の手続きとは別に、②APEC の分野追加と③IPEA の新規申請については別記「AIN-5」(初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が、APEC エンジニアの分野追加を申請するのと同時に、APEC エンジニアに追加する分野で IPEA も新規申請を行う場合)に従って申請してください。

4-3 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、①APEC エンジニアの登録更新申請等と ②IPEA 国際エンジニアの登録更新等を行うのと同時に、③APEC エンジニアの分野追加申請をする場合

下記(1)(2)の手続きを別々に行ってください。

- (1) ①APEC エンジニアの登録更新申請等と ②IPEA 国際エンジニアの登録更新等の申請を行ってください。(詳しくは APEC/IPEA それぞれの登録更新申請書作成の手引きを参照してください。)
- (2) 上記①②の登録更新等の申請手続きとは別に、③APEC エンジニアに追加する技術分野について、APEC エンジニアの新規審査申請として行ってください。

4-4 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が、①APEC エンジニアの登録更新申請等と ②IPEA 国際エンジニアの登録更新等を行うのと同時に、③APEC エンジニアの分野追加申請をする場合

下記(1)(2)の手続きを別々に行ってください。

- (1) ①APEC エンジニアの登録更新申請等と②IPEA 国際エンジニアの登録更新等の申請を行ってください。(詳しくは APEC/IPEA それぞれの登録更新申請書作成の手引きを参照してください。)
- (2) 上記①②の登録更新申請の手続きとは別に、③APEC エンジニアに追加する技術分野については、APEC エンジニアの新規審査申請として行ってください。(この場合 APEC エンジニアの様式 2, Form2 の提出は省略できます。)

【参考－1】申請書類の一部を省略できる場合

IPEA 国際エンジニアの各様式を省略できる場合とは、概ね下記通りです。

様式 2 エンジニアリング課程修了, Form 2 の提出を省略できる場合

- (1) APEC エンジニアの新規審査申請と同時に IPEA 国際エンジニアにも新規申請する場合で、APEC で様式 2, Form 2 の提出をする場合は、それらを IPEA の新規審査でも参照しますので、IPEA 用の様式 2, Form 2 の提出を省略できます。
- (2) 2016 年 4 月以降に初回登録した APEC エンジニアの方が、IPEA 国際エンジニアの新規審査申請を行う場合は APEC エンジニアの審査の過程で「大学のエンジニアリング課程を卒業し、かつ技術士第一次試験合格」等のエンジニアリング課程修了の要件を確認し、その審査結果は事務局で記録しているので、IPEA 用の様式 2, Form 2 の提出を省略できます。

様式 3, Form 3 様式 4, Form 4 の提出を省略できる場合

IPEA 国際エンジニアには登録分野を設けておりませんが、7 年 /2 年の業務経験は、IPEA 国際エンジニアとしてふさわしい一定の分野の業務経験である必要があります。そこで、2019 年 3 月 28 日開催の IPEA モニタリング委員会において、APEC エンジニアと同様の「Civil」「Structural」といった区分を「IPEA 審査分野」として IPEA にもあてはめ、その区分に沿った業務経験を提出していただき、7 年/2 年の業務経験を審査することとしました。ただし、IPEA の登録自体は APEC の様な「Civil」「Structural」といった登録分野は設けておりません。

以前 APEC エンジニアに登録したことがある方(失効中も可)が、IPEA 国際エンジニアの新規審査において、APEC エンジニアの以前の審査結果を利用する場合は、その APEC エンジニアの技術分野を以って IPEA 国際エンジニアの審査分野として扱いますので、IPEA 国際エンジニアの新規審査においては 様式 3, Form 3 / 様式 4, Form 4 の提出を省略することができます。

様式 3 エンジニアリング課程修了後 7 年間以上のエンジニアリング業務経験, Form 3 の提出を省略できる場合

- (1) APEC エンジニアの新規審査申請と同時に IPEA 国際エンジニアにも新規申請する場合で、APEC で様式 3, Form 3 の提出をする場合は、それらを IPEA の新規審査でも参照しますので、IPEA 用の様式 3, Form 3 の提出を省略できます。
(2 分野以上の APEC エンジニアを申請した場合は 1 つを選んで IPEA の審査分野としていただきます。)
- (2) APEC エンジニアに登録したことがある方(失効中も可)が IPEA 国際エンジニアに新規申請する場合(当該 APEC エンジニアの技術分野と、IPEA 国際エンジニアの審査分野が同じ場合に限る)は、当該 APEC エンジニア審査での 7 年間の業務経験の審査結果は事務局で記録しているので、IPEA 用の様式 3, Form 3 の提出を省略することができます。
- (3) APEC エンジニアに登録したことがある方(失効中も可)が、APEC エンジニアの更新、再登録、遡って更新、分野追加などを申請し、同時に IPEA 国際エンジニアにも新規申請する場合は、当該 APEC エンジニア審査での 7 年間の業務経験の審査結果は事務局で記録しているので、IPEA 用の様式 3、Form 3 の提出を省略することができます。

様式 4 2年間以上の責任ある立場での重要なエンジニアリング業務経験/ Form 4 の提出を省略できる場合

- (1) APEC エンジニアの新規審査申請と同時に IPEA 国際エンジニアにも新規申請する場合で、APEC で様式 4, Form 4 の提出をする場合は、それらを IPEA の新規審査でも参照しますので、IPEA 用の様式 4, Form 4 の提出を省略できます。
- (2) 2015 年 4 月以前に初回登録した APEC エンジニアの方(失効中も可)が、APEC エンジニアの分野追加を申請し、そちらで様式 4, Form 4 を提出し、同時に IPEA 国際エンジニアにも新規申請する場合は、APEC での記載を IPEA の新規審査でも参照しますので、IPEA 用の様式 4, Form 4 の提出を省略できます。
(2 分野以上の APEC エンジニアを追加申請した場合は 1 つを選んで IPEA の審査分野としていただきます。)
- (3) 2016 年 4 月以降に初回登録した APEC エンジニアの方(失効中も可)が IPEA 国際エンジニアに新規申請(当該 APEC エンジニアの技術分野と、IPEA 国際エンジニアの審査分野が同じ場合に限る)する場合は、APEC エンジニアの審査の過程で 2 年間の業務経験 (1000 文字の記述) を確認し、その審査結果は事務局で記録しているので、IPEA 用の様式 4, Form 4 の提出を省略できます。
- (4) 2016 年 4 月以降に初回登録した APEC エンジニアの方(失効中も可)が、APEC エンジニアの更新、再登録、遡って更新、分野追加などを申請し、同時に IPEA 国際エンジニアにも新規申請する場合は、APEC エンジニアの審査の過程で 2 年間の業務経験 (1000 文字の記述) を確認し、その審査結果は事務局で記録しているので、IPEA 用の様式 4, Form 4 の提出を省略できます。

様式 5 CPD 記録の提出を省略できる場合

- (1) 同時申請の APEC 新規申請 100CPD 時間を IPEA 国際エンジニアの審査で参照する場合
IPEA 新規申請と同時に APEC エンジニアの新規申請(APEC エンジニアの分野追加を含む)を行う場合は、APEC で提出する CPD(100CPD 時間/2 年度)を IPEA 新規審査でも参照し、IPEA については CPD 記録の提出を省略できます。
- (2) 同時申請の APEC エンジニアの登録更新/再登録 250CPD 時間を IPEA 国際エンジニアの審査で参照する場合
IPEA 新規申請と同時に APEC エンジニアの登録更新、繰り上げ更新、再登録申請を行う場合は、APEC で提出する CPD 記録(250CPD 時間/5 年度)を IPEA 新規審査でも参照し、IPEA については CPD 記録の提出を省略できます。
この場合、様式 5 は APEC エンジニアでは過去 5 年度 250CPD 時間を審査し、IPEA ではその内、直近 2 年度分の CPD 記録を IPEA 新規審査用として参照します。なお、直近 2 年度で 100CPD 時間、倫理に関する CPD は直近 2 年度分に 1CPD 時間以上必要です。
- (3) 同時申請の APEC エンジニア遡って更新 300CPD 時間を IPEA 国際エンジニアの審査で参照する場合
IPEA 新規申請と同時に APEC エンジニアの遡って更新(CPD300 時間/6 年度)を申請する場合は、その CPD 記録を IPEA 新規審査でも参照し、IPEA については CPD 記録の提出を省略できます。
この場合、様式 5 は APEC エンジニアでは過去 6 年度 300CPD 時間を審査し、IPEA ではその内、直近 2 年度分の CPD 記録を IPEA 新規審査用として参照します。なお、直近 2 年度で 100CPD 時間、倫理に関する CPD は直近 2 年度分に 1CPD 時間以上必要です。

【参考-2】申請コード一覧

(一部については本文中に「IPEA 国際エンジニア新規審査提出書類一覧」の記入例を示しました。)

申請コード	説明	IPEA 手数料	参照ページ
AIN-1	APEC 新規+IPEA 新規 いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、 ①APEC (1 分野)に新規申請 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外)¥6,520.- (APEC の手数料は別途)	p 4
AIN-2	APEC2 分野新規+IPEA 新規 いままで APEC にも IPEA にも登録したことがない方が、 ①APEC (2 分野同時)に新規申請 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外)¥6,520.- (APEC の手数料は別途)	p 9
AIN-3	APEC 分野追加+IPEA 新規 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が ①APEC の分野追加を新規申請 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外)¥6,520.- (APEC の手数料は別途)	p10
AIN-4	APEC2 分野追加+IPEA 新規 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が ①APEC の 2 分野追加を新規申請 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外)¥6,520.- (APEC の手数料は別途)	—
AIN-5	APEC 分野追加+IPEA 新規 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が ①APEC の分野追加を新規申請 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外)¥6,520.- (APEC の手数料は別途)	p11
AIN-6	APEC2 分野追加+IPEA 新規 初回登録が 2016 年 4 月 1 日以降の APEC 登録者が ①APEC の 2 分野追加を新規申請 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外)¥6,520.- (APEC の手数料は別途)	—
IAR-1	APEC 更新+IPEA 新規 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、 ①APEC の更新 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥11,710.- (会員外)¥12,020.- (APEC の手数料は別途)	p 5
IAR-2	APEC 再登録+IPEA 新規 初回登録が 2015 年 4 月 1 日以前の APEC 登録者が、 ①APEC の再登録 と同時に ②IPEA も新規申請 (上記 2 つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥11,710.- (会員外)¥12,020.- (APEC の手数料は別途)	—

IAR-3	APEC遡って更新+IPEA新規 初回登録が2015年4月1日以前のAPEC登録者が、 ①APECの遡って更新 と同時に ②IPEAも新規申請 (上記2つの手続きを同時に行う場合)	(会員) ¥11,710.- (会員外) ¥12,020.- (APECの手数料は別途)	—
IAR-4	APEC更新+IPEA新規 初回登録が2016年4月1日以降のAPEC登録者が、 ①APECの更新 と同時に ②IPEAも新規申請 (上記2つの申請を同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外) ¥6,520.- (APECの手数料は別途)	p 6
IAR-5	APEC再登録+IPEA新規 初回登録が2016年4月1日以降のAPEC登録者が、 ①APECの再登録 と同時に ②IPEAも新規申請 (上記2つの申請を同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外) ¥6,520.- (APECの手数料は別途)	—
IAR-6	APEC遡って更新+IPEA新規 初回登録が2016年4月1日以降のAPEC登録者が、 ①APECの遡って更新 と同時に ②IPEAも新規申請 (上記2つの申請を同時に行う場合)	(会員) ¥6,210.- (会員外) ¥6,520.- (APECの手数料は別途)	—
IOA-1	IPEA単独新規 APECエンジニアの初回登録が2015年4月1日以前の方が、 IPEA国際エンジニアの新規申請を行う場合	(会員) ¥11,710.- (会員外) ¥12,020.-	p 7
IOA-2	IPEA 単独新規 APEC エンジニアの初回登録が 2016 年 4 月 1 日 以降の方が、IPEA 国際エンジニアの新規申請を行う場合	(会員・会員外とも) ¥7,700.	p 8
IPN	IPEA 単独新規 いままで APEC にも IPEA にも登録したことの無い方が、 IPEA 国際エンジニアの新規審査申請のみを行う場合	(会員) ¥11,710.- (会員外) ¥12,020.-	p 2